

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一

取材 塩野・溝口・谷井

新年あけましておめでとうございます

今年もよろしくお願いたします

平成28年度与党税制改正大綱を正式決定

自民・公明の両党は12月16日、平成28年度与党税制改正大綱を正式決定しました。柱は、消費税の軽減税率制度の導入のほか、法人実効税率の引下げで、国・地方を通じた法人実効税率(現行32.11%)は、平成30年度までの段階的な引下げを明記しました。28年度に29.97%と、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現し、さらに30年度に29.74%に下げます。25年度の37%からの下げ幅は7%を超えるとみられます。

消費税の軽減税率制度は、対象品目を巡って最後まで紛糾しましたが、食品表示基準に規定する生鮮食品及び加工品(酒類及び外食を除く)で決着。ただし、必要な財源約1兆円については、28年度末までに安定的な恒久財源を確保するとし、具体的な議論は先送りしました。また、消費税の納税額を正確に把握するインボイス(税額表)は、軽減税率を導入する29年4月から4年後の33年4月とし、それまでの間は簡素な方法とします。

一方、赤字企業が多い中小企業への配慮として、設備投資への固定資産税の減額措置を導入します。

中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の制定を前提に、中小企業者等が、同法の施行の日から31年3月末の間において、同法に規定する認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置の取得をした場合には、その機械・装置にかかる固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とします。

所得税では、

- 1) 一定のスイッチOTC医薬品の年間購入額が1万2千円を超えると、8万8千円を限度に課税所得から控除する医療費控除の特例を創設
 - 2) 三世同居の改修工事をした場合、改修費に相当する住宅ローンの年末残高から2%を5年間、税額控除する特例
 - 3) 居住用財産の譲渡所得の3000万円特別控除を適用する、空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設
- などが盛り込まれています。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 12月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....1月12日 |
| 2. 7~12月分源泉所得税の納付(特納分) | 納付期限.....1月20日 |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月1日 |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月1日 |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....2月1日 |